## 平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	16					<u>病</u>	F 省 庁 名	紹	済産業省	中小企業所	<u>事業環</u>	境部	財務課
対象	税目	個人	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得	<b>開税</b> 固定資	産税	事業所税	その他(	)		
要望 項目名		小規	小規模企業等に係る税制のあり方の検討										
要望内容(概要)		・特例措置の対象 小規模企業等に係る税制のあり方の検討。											
		・特例措置の内容 持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬など の課題を踏まえ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配 慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得 課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所 得税・法人税を通じて総合的に検討する。											
関係	条文												
減 見辺			切年度] 改正増減	収額〕	(	)	[平年度]		(	(	) ( <b>単位</b>	: 百万	円)
要望	理由	(1)政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が 所得金額に応じて逓増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に 関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していない との指摘がある。 そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、 同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを 図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に 配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。  (2)施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。											
本要 対応	する	_											
縮洞	(条							~-:	ジ		1 6—1		

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	4. 中小·地域 4-2 事業環境整備				
合理性	政策の 達成目標	小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税の バランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の 制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮 した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。				
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_				
	同上の期間中 の達成目標					
	政策目標の 達成状況	_				
有	要望の措置の適用見込み	_				
勃性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	_				
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_				
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額					
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_				
	要望の措置の 妥当性	シャウプ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。また、平成28年度税制改正大綱においても、「個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する」とされており、妥当である。				
		ページ 16—2				

税負担軽減措置等の 適用実績 -	_		
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_		
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	_		
前回要望時の 達成目標	_		
		ページ	16-3

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_		
これまでの要望経緯			
		ページ	16—4